

## 8

## 戦後沖縄の保健・医療行政

## —その4 保健所の活動—

杉山 章子

日本福祉大学

第110回本学会総会では、米国民政府設立から琉球政府成立までの期間(1950~52年)をとりあげ、沖縄本島だけでなく群島政府の置かれた奄美、宮古、八重山など諸地域の自治の動きに目配りしつつ、長期占領政策が準備される過程を検討した。

今回は、米軍による沖縄の長期占領統治において重要な役割を果たした保健所に焦点をあてる。1937(昭和12)年の保健所法制定後、戦時体制のもとで進められた保健所の整備は、沖縄県では不十分なまま敗戦を迎えた。

本土から切り離された米軍統治下の沖縄で保健所法が制定されるのは1952年であるが、それ以前から保健所の建設や保健婦(公衆衛生看護婦)の養成は始っていた。その端緒は1949年、極東軍の公衆衛生局長サムスの沖縄訪問にある。各地の病院や地域の衛生状態を視察したサムスは、保健所の開設と性病対策を強調した。

1951年には、基地に近く性病の多いコザ(現在の沖縄市)に中部保健所、那覇に(後の)南部保健所、名護に北部保健所が設置された。1951年10月に八重山保健所、1952年4月には宮古保健所が完成し、8月に公布された琉球政府保健所法のもとで5つの保健所による活動が開始された。その後石川保健所(1967年)と中央保健所(復帰直前の1972年)の新設によって、コザ保健所と那覇保健所の管轄区域は再編成される。

各保健所の活動は、地域の特性を反映して多様である。さまざまな領域の保健・予防対策、食品衛生、環境衛生など公衆衛生全般を担いつつ、北部保健所—寄生虫、中部保健所—性病、南部保健所—結核、宮古保健所・八重山保健所—マラリア・フィラリアというように、それぞれの保健所は地域の課題に積極的に取り組んだ。

本報告では、沖縄の保健所について、琉球政府成立後本土復帰まで約20年を概観し、設置当初に米軍が企図した保健所の役割が次第に変化し幅広い機能をもつにいたる過程を検討する。米軍占領下において、占領軍の保護と円滑な統治基盤形成を目指して保健所が設置された経緯は、本土も沖縄も変わらない。しかし、間接統治であった本土と直接統治から始まった沖縄では、その後の展開が大きく異なる。

沖縄の保健所は、予防だけでなく治療機能をあわせもち、各市町村には公衆衛生看護婦(保健婦)が駐在して住民の健康管理に尽力した。米軍支配下で十分な自治権をもたない琉球政府が、公衆衛生看護婦をはじめ保健所スタッフとその活動をしっかり支えたことも見逃せない。また、地域の関係者や民間の団体を巻き込んだ地域保健活動が多々みられ、行政と住民の協働として注目される。

米軍の長期占領の基盤を形成する保健・衛生機関として構想された保健所が、住民の健康保障をめざす沖縄の人々の粘り強い活動によって、地域の公衆衛生の拠点として多面的な機能を獲得していく過程を、

- ① 占領者：米国民政府と被占領者：琉球政府の相互関係
- ② 琉球政府のオーナーシップと住民との関係
- ③ 本土との相違点と沖縄の独自性

に着目しながら考察する。

USCAR(琉球列島米国民政府)文書、琉球政府文書、各保健所の記録、市町村史など公的な資料とともに、日米双方の担当者の手記や論文、住民組織の記録にもあたり、保健・医療行政の複眼的把握を試みた。